

平成２７年度第１回
千葉県消費者行政審議会
議 事 録

日時：平成２８年２月１０日（水）
場所：プラザ菜の花 ４階 楨

1. 開 会

【司会（野溝生活安全課長）】 定刻前ではございますが、委員の皆さん、全員おそろいでございますので、ただいまから平成27年度第1回千葉県消費者行政審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます千葉県環境生活部生活安全課長の野溝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. あ い さ つ

【司会】 ここで、本来であれば、担当部長であります戸部が出席しご挨拶させていただくところでございますが、所用のためおくりまして、審議会に後ほど出席させていただきます。かわりまして、初めに環境生活部次長、半田より挨拶を申し上げます。

【半田次長】 皆さん、おはようございます。千葉県環境生活部の半田と申します。本日は、皆様におかれましては公務多忙の中を多数の委員の皆様の出席をいただきまして、まことにありがとうございます。主催者である県を代表して厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから、県の消費者行政の推進にご理解、それから厚いご協力をいただいております。深く感謝を申し上げたいと思います。

平成16年に消費者の権利の尊重あるいは自立支援といったことを基本理念とする消費者基本法が制定されまして、爾来、国のほうでは消費者庁の設置であるとか、あるいは特商法その他の各種法令の改正であるとか、豊かで安全な消費生活を営むための枠組みの整理、こういったものを図ってまいりました。

また、平成24年になってからは、消費者教育の推進に関する法律が施行されまして、翌年には消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定をされています。

この間、県においても、国と歩調を合わせまして、こちらの審議会の皆様にいろんなご意見をいただきながら県の消費生活条例を整えまして、平成21年度からは、「千葉県消費生活基本計画」を策定いたしまして、各市町村の皆様とも連携を図りながら、施策を総合的、計画的に進めて消費者行政の充実・強化に取り組んでまいりました。

現在、この基本計画は、26年から30年度までを期間とします2期目に入っていますが、県消費者センターや、あるいは市町村が受けた相談件数、ここ数年、約4万2、3千件で推移していたんですけれども、25、26年度、少し増加傾向にあるということもあります。

また、内容も今風になってきてまして、インターネット関係であるとか、あるいは架空請求とか、こういったものが多くなってきてまして、被害に遭われる方も、今、日本全体の傾向もそうだと思うんですけれども、高齢の方が中心になっていると、そういった状況にあ

ります。

こうしたことを踏まえまして、県では、現行基本計画のもとでの消費者教育推進に向けた計画のあり方を検討しながら、消費者教育の機会の提供を図って、自立した消費者を育成していくための施策、これをこれから計画的に進めていきたいと考えています。

本日は、次第にもありますけれども、まずは現状について、こちらのほうから報告をさせていただきます。その後、計画づくりに向けて、委員の皆様からそれぞれ専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、1点だけ申し上げます。審議会につきましては、千葉県消費者行政審議会議事運営規程第15条によりまして原則公開となっており、議事録につきましても公開していくこととなります。ただし、審議会の決定により非公開の決定をしたときは、非公開とすることができるとなっております。

なお、本日は、傍聴希望者は現在のところ、特にございませんが、仮に傍聴希望者が来た場合、本日の会議は、公開することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【司会】 特に異議がないようでございますので、これからの会議は公開することとさせていただきます。

これより次第に基づきまして会議に入らせていただきますが、本日の審議会には委員14名中半数以上の10名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。

これからの議事進行は、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、鎌野会長にお願いいたします。

なお、審議会の議事は、消費者教育推進法に基づく千葉県消費者教育推進地域協議会を兼ねており、消費者教育推進計画の策定に係る意見交換につきましては地域協議会として実施するものであることを申し添えます。

では、鎌野会長、ご挨拶と今後の進行をお願いいたします。

【鎌野会長】 鎌野でございます。年度末のお忙しい中、出席いただきまして、ありがとうございます。以下、座ったまま進行させていただきたいと思います。

本日の主な意見交換は、千葉県消費者教育推進計画の策定に関してというものでございます。委員の皆様も、昨年度、この点について議論したのはご記憶でしょうか。何分、ちょっと日があいてしまいました。そして、本来ならば、県としても、この推進計画を迅速に作成しということでございますけれども、ただ、非常に重要なこういった消費者教育に関するものですので、拙速にやるよりも十分議論を踏まえて、千葉県が他都道府県に比べて非常にいいものを策定したというような評価を受けるように議論をして、それでしっ

かりしたものをつくるということを目指す方向がよろしいのではないかと考えています。

そういったことで、昨今、高齢者を狙った悪質商法とか、インターネット利用による消費者被害とかというようなことで、多様な消費者被害がございますので、そういうことを事前に防止するためには、何といたっても消費者教育ということが非常に大事でございますので、本日、その点について大いに意見交換、ご意見を伺いまして、これから最終ラウンドとしての策定ということにつなげていけばと思っております。

そういったことで、事務局のご報告の後に意見交換をさせていただきたいと思っております。終了は12時までを予定しておりますので、その点もご協力をよろしくお願いいたします。少し挨拶が長くなりましたけれども、そういったことで進行させていただきたいと思っております。

まず、事務的なことでございますけれども、議事録署名人の選出でございますけれども、これは議事運営規程によって、私のほうから指名させていただくことになります。議事録署名人としては丸山委員、それから小田川委員、よろしくお願いいたします。

3. 報 告

- (1) 千葉県消費生活基本計画（第2次）の進捗管理について
- (2) 消費生活相談及び事業者指導の状況について
- (3) 消費者安全法改正に伴う消費者センター設置管理条例の改正について、

【鎌野会長】 それでは、先ほどの消費者教育推進計画の前に、事務局のほうから、議事次第に従って、千葉県消費生活基本計画（第2次）の進捗状況、2番目として、消費生活相談及び事業者指導の状況、3番目として、消費者安全法の改正に伴う消費者センター設置管理条例の改正について、一括でご報告をお願いします。

【新村室長】 それでは、報告をさせていただきます。

まず、消費生活基本計画の進捗管理についてでございます。お配りしました資料、報告1をごらんください。消費生活基本計画は、消費生活条例に基づきまして、消費生活に関する施策を総合的に推進するものとしまして、26年4月に策定し、30年度までの5年間の計画期間としてございます。初年度である26年度及び本年27年度12月までの一部の取り組み状況について主なものをまとめましたので、ご報告をいたします。

計画は、5つの重点課題を掲げておりまして、取り組み全体としては183項目ございます。したがって、かいつまんでのご説明とさせていただきます。

ページをおめくりください。重点課題1でございます。こちらは、「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」でございます。概要は、市町村における相談窓口の充実ですとか、県消費者センターの機能の充実のための取り組みを進めることとしてございます。

具体的なものとしては、1つ目のマルでございますけれども、消費生活相談員及び市町村の担当職員に対する研修等を実施し、スキルアップを図るという事業を図ってございます。平成26年度は、計4回の研修会を開催し、平成27年度につきましては、これまで3回開催してございます。また、ここにはまだ入っていないんですけれども、27年度は消費生活相談員及び担当職員のさらなる資質向上としまして、法令関係の4日間の連続講座、相談対応実務研修を3日間の連続でやるという講座を実施してございます。

続きまして、重点課題2に入ります。こちらは、「消費者被害の防止と安全・安心のネットワークづくり」というもので、具体的な取り組みについてですけれども、2つ目のマルに消費者啓発事業ということでありますけれども、その中でサポーター養成講座というものを実施してございます。こちらは、地域で活動する、または県の消費者センターの活動と連携をしていく方を育成したいということで、2回の講座を昨年度、今年度実施してございます。

また、こちらの講座以外にも、県のほうで消費生活講座を実施してございまして、そちらの受講者の方をリスト化し、今後の地域での活動につなげていきたいというふうに考えてございます。

なお、新たな動きといたしましては、消費者安全法が改正されまして、地域の機関が連携して高齢者等の見守りを行う。その際に情報共有もできるといった消費者安全確保地域協議会を市町村が組織できるようになりますので、今後、このネットワークという中で、そういった取り組みについても実績としてご報告ができればなというふうに思っております。

次の3ページ目ですけれども、重点課題3についてご説明いたします。こちらは、「ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進」ということですが、ここに消費者教育推進計画の策定というものが位置づけられてございます。本審議会におきまして、これまで策定方針等についてご意見を伺ってきたところでございますけれども、十分な整理をすることができておらず、原案の作成には至ってございません。この後の意見交換におきまして、意見をさらにいただきまして進めてまいりたいと考えてございます。

重点課題4ですけれども、こちらは「取引の適正化と悪質事業者に対する指導強化」というものでございます。特定商取引法違反の事業者の指導や業務停止命令、または景品表示の適正化等を行ってございます。

なお、悪質業者に対する指導につきましては、報告事項2の中で詳細を説明させていただきます。

重点課題5、次ページですけれども、こちらはさらに広い意味での消費生活ということで、「生活関連物資の安定供給と消費生活の安全・安心の確保」というものでございます。取り組みとしては、下から2つ目にあるように、畜産物の放射性物質検査等の実施を行ってございます。

次のページに、この計画の進捗管理をするための指標というものを載せてございます。

特に重点課題1のところは、上から3行目ですけれども、消費生活センターの設置市町村数というのがございます。こちらについては、平成24年度は、県内26の市に週4日の相談窓口を開設するセンターが設置されておりましたけれども、26年度には2市加わり、現在30市となっております。

なお、新たな消費生活センターの設置の動向といたしましては、大網白里市においてセンター設置の準備を進められているというところでございます。

また、消費者安全法の改正をされる中で、市町村の消費者センターの共同設置等に対して県の調整が期待されるということが規定されました。引き続き、県としても県南部ですとか東部地区についてのセンターの設置について働きをかけてまいりたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、かいつまんで進捗管理について、ご報告をさせていただきました。

続きまして、報告事項2としまして、消費生活相談及び事業者指導の状況について、ご報告をいたします。

資料につきましては、報告2の資料をごらんください。こちらは、10月30日に発表した26年度の消費生活相談の概要というものでございます。この中身は、千葉県内の消費生活相談窓口、これは県と市双方に寄せられました消費相談情報で、全国の消費生活相談を結ぶデータベース、P I O - N E Tと申しますけれども、そこに登録された件数を集計、分析してございます。

1の相談件数の推移にございますけれども、平成22年度から26年度までの5年間の推移を載せてございますが、24年度から増加傾向にあるということで、26年度の相談件数は約4万8,000件ということになってございます。2年続けて3,000件程度の増加があるというところでございます。

受付の窓口別で見ますと、件数の増加分は、ほぼ市町村の相談窓口で受け付けているものでございますけれども、先ほど、市町村の消費生活センターの増加があるということをお申し上げましたけれども、それと並行した形でふえてございます。やはり相談窓口が地域によって周知されるということによって、生活相談の顕在化というものもあるのかなというふうに考えているところでございます。

続いて、相談内容の年齢別の状況ですとか相談内容についてご報告をいたしますけれども、資料は飛びまして、この資料の6枚目、A4横になったところの3ページ目、カラーの棒グラフが2つあるんですけれども、こちらが年齢別の相談件数になります。こちらは、ごらんいただいていますように、60歳以上の方からの相談、オレンジ色の部分なんですけれども、他の年齢層と比べても増加傾向にあるということで、60歳以上の方の割合は、平成22年度が28.2%でしたけれども、26年度は35.9%ということで、大きく伸びている状況がございます。

右下に5ページと書いてあるページをごらんいただきたいと思います。こちらは、平成

26年度の商品とサービス別の苦情相談件数ですけれども、近年の傾向といたしましては、デジタルコンテンツ、これはパソコンですとか携帯電話からインターネットを通じて得る情報等のことですが、その相談がふえてございます。具体的には、アダルト情報サイトを見ているときに、急に請求されたといったトラブルが多くなっております。

また、26年度は、商品一般というものが非常に多くなっておりますけれども、これの内容は、身に覚えのない料金不払いがあると記したはがきが送られてくるといった架空請求でございます。商品进行特定することはできないということで、こういった名称を使っているところでございます。

1ページ戻っていただきまして、右下に4と書いてあるページになります。年齢層別に相談が多かった商品や役務というところのご説明をさせていただきます。こちらは20歳未満から80歳以上まで8つの区分に分けてございます。いずれの年代でもデジタルコンテンツ、いわゆるインターネットの普及やスマートフォンの普及等もありまして、デジタルコンテンツの相談が多くございます。特に若者では、例えば20歳未満であれば、1,300件のうち800件ということで非常に大きな割合が占めているということでございます。

また、50歳代までは、退去時の修繕費用ですとか、敷金返還のトラブル等の不動産賃貸に係る相談がふえてございます。また、60歳以上の高齢者になりますと、在宅しているということもあって、家屋の点検修理をしますよといった工事・建築に関するトラブルですとか、インターネットの回線変更、投資商品の勧誘等、相談がふえてございます。

これら高齢者からの相談につきましては、今、ごらんいただいている資料の一番最後から2枚目、ちょっとごらんいただきたいと思うんですが、円グラフがついている資料がございまして、A4横の9ページですけれども、高齢者からの相談の特徴としましては、円グラフの右側が高齢者なんですけれども、販売購入別の割合になっています。店舗で物を買われるとか、通販で買うとかということなんですけれども、ごらんになっていただくとわかりますように、訪問販売と電話勧誘販売が多くなっているということでございまして、先ほどの高齢者からの相談の多い商品である家屋のリフォーム業者さん等のものが多いことにつながっているというふうになってございます。

次に、平成27年度9月までの相談状況について、ご報告をいたします。資料の2-2になります。こちらのほうは白黒の資料になっておりますけれども、ごらんください。1番、消費生活相談件数の推移でございます。こちらは、相談のうちの苦情というものだけを集計してございますけれども、平成27年度の上期については、26年度の上期、この濃い部分のところの比較ですけれども、531件、約2%の減少となっております。速報値ということですが、ほぼ同様の件数推移かなというふうに考えてございます。

下が、2の相談の多い商品・役務を合わせてごらんいただくと、1番がデジタルコンテンツ、3番がインターネット接続回線ということで、昨年度多かったインターネットに関するトラブルが引き続き増加をしているという傾向がございまして、

めくっていただきますと、年齢層別に相談の多い商品ですとかサービスを第5位まで並べてございます。右側が27年度の上期の部分でございますけれども、全ての年齢におきまして、デジタルコンテンツというところがふえてございます。特に高齢者においては、60歳代で250件増加ですとか、割合として非常に多い傾向が出てございます。やはり高齢者の方のインターネットトラブルというものがふえている状況がございます。

次のページに移ります。4、判断力不足の方からの相談状況というところの説明をさせていただきます。これは平成27年上期というデータではございませんけれども、高齢者の方の消費者トラブルの状況がわかるものかなということで、ちょっとご報告をさせていただきます。こちらの判断力不足の方からの相談というもののご説明は、(1)の米印のところで書いてございますけれども、消費生活相談員さんが受けた相談について、相談内容が、例えば認知症等によって十分判断できない状態にある方なのかなと。そういった方の契約ではないのかなということを判断した場合に登録するキーワードでございます。それを集計したものでございます。

中ほどのグラフにつきましては、消費生活相談、いわゆる苦情相談の全体の件数と60歳以上の高齢者の方の件数、また、60歳以上でかつ判断力不足の方と判断される相談の件数を22年度100として、それぞれの推移を表にしたものでございます。苦情相談件数は伸びてはいるんですけれども、一番下のグラフになりますけれども、それを上回るというか、非常に高い割合で高齢者の相談、これは点線のところですが、ふえていますし、さらに判断力不足の方のご相談がふえているという状況でございます。この後、消費者教育の推進について意見交換をしていただきますけれども、このような状況につきましても高齢者に対する消費者教育ですとか見守りといったものの必要性の背景になろうかと考えてございます。

次に、事業者指導の状況について、ご説明をいたします。資料につきましては、2-3になります。県では、悪質な商取引による消費者被害を防止するため、特定商取引法ですとか景品表示法、また、千葉県の消費生活条例等に基づきまして、事業者の指導や行政処分を行っているところでございます。

1番は、特定商取引法による不当な取引を用いた悪質事業者の指導等ということで、消費者センターに寄せられる苦情や通報をもとに被害が多いというものですとか、今後、増加が見込まれるのではないかと、予想されるのではないかとといった場合に、業者を呼び指導する、または処分をするということの件数を並べてございます。

また、広域で活動する事業者に対しましては、近隣都県、東京、埼玉、神奈川、静岡、当千葉の5都県で連携をし、調査ですとか、立入指導を行ってございます。平成26年度には、業務停止命令2者を実施してございます。こちらのほうは、「床下の無料点検をします」と言って家に入り込んで、工事に結びつけるといった業者でございます。もう一件は、「水道水を調査しますよ、アンケートにお答えください」と言って、こんなに水がおいしくなりますよと言いながら、事実と異なることを告げて整水器の販売を行っていた事

業者に対して業務停止命令を行ってございます。

また、平成27年度につきましては、1件の業務停止命令を行ってございます。具体的には、この下に資料をつけてございますけれども、いわゆる催眠商法というものです。臨時店舗を町中に開設し、安価な商品を配るといった手法で、ご高齢の方を集めて、高揚した気分の中で、雰囲気の中で高額な商品を売りつけるといった販売を行っていた業者に対して業務停止命令を行ってございます。

また、27年度、指導というところで、12月までに23件ございますけれども、その内訳の主なものとしましては、住宅工事関係の訪問販売業者ですとか、学習教材の販売業者、または貴金属の訪問購入業者というものが多くなっているところでございます。

下段の2、不当景品類等の防止というものにつきましては、景品表示法に基づきまして過大な景品の提供ですとか、価格や品質について、実際よりもよく見せかけている不当な広告表示というものに対して、消費者の方が釣られないようにということで、事業者に対して注意や指示を行っているところでございます。

平成25年度は、レストランメニューの表示問題が大きく取り上げられて問題になりましたように、非常に数が多くなってございますけれども、本年度は、12月までで22件の指導等を行ってございます。その他、通報全体を入れて29ということなので、指導につきましては22件という形でございます。

続きまして、報告の3ということで、千葉県消費者センターの設置管理条例の改正等についてご説明をいたします。

こちらは、平成26年6月に消費者安全法が一部改正をされまして、その中で消費生活センターの組織及び運営に関する事項ですとか、消費生活相談により得られた個人情報、事業者情報等の安全管理に関する事項を、内閣府令で規定する基準を参酌して条例で定めることとされたものでございます。このため、県消費者センターについて規定をしています消費者センター設置管理条例を改正する必要があるというところでございます。

消費者安全法の改正について、経緯の一環としてご説明をしますと、平成21年に消費者庁の設立に合わせて制定されました消費者安全法は、消費者センターですとか消費者被害の防止を図るための事故情報の一元化といったものを行う措置を規定しているものでございます。

しかしながら、近年の高齢者の消費者被害の深刻化を踏まえまして、より質の高い消費生活相談が受けられるよう、全国的に体制を整備するため、法の改正がなされることとなったものでございます。

この改正内容は、大きく4つございまして、1つは、消費生活相談体制の強化というものでございます。これは今回の条例改正の根拠になったものでございますけれども、消費生活センターの組織や運営に関する事項を、消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理するための基準として国が定める基準を参酌して条例で定めることということがうたわれてございます。この法律の中で条例で定めることとされたものにつきましては、消費者センタ

一の組織及び運営に関する事項、消費生活相談等により得られた情報の安全管理に関する事項というものが示されてございます。

また、ウとして、その他内閣府令で定める事項というのがございますけれども、こちらのほうは、現在国のほうで定められておりません。

したがって、このアとイについて、条例で定めることが求められたというところでございます。

また、この法改正の中では、消費生活相談員の確保と資質向上ということで、例えば消費生活相談員の資格試験の導入ですとか、地域の見守りネットワークの構築ということで、先ほどお話しした地域協議会の設立について、④として、相談により得られた情報の活用に向けた基盤整備ということで、こちらのほうはこの協議会の中で個人情報を共有できるよと。ただし、秘密保持がありますといったような規定が整備されているところでございます。

県としましては、こちらの法の改正の中で、消費者センターの組織及び運営に関する事項ですとか、情報の安全管理に関する事項について、県の条例にどう反映させるかということを検討したところでございますけれども、これらの事項につきましては、質の高い消費生活相談を確保していくために必要なものとなるということから、国が示す基準の内容に沿って条文を作成し条例に規定することといたしました。これから開会されます県の議会におきまして、その改正案を提案することにしてございます。

具体的な内容ですけれども、1枚おめくりください。国は参酌基準としまして6項目の事項について、県の消費者センターについて条例で定めることが示されてございます。1つ目は、消費者センターの名称と所在及び消費生活相談を行う日時について公示をなさないと。いわゆる県報に掲載をなさないとといったものでございます。こちらにつきましては、千葉県の消費者センターにつきましては、設置管理条例という形で既に規定されておまして、その中で消費者センターの名称ですとか住所が記載されておりますので、特に対応はしない、既に措置済みですということになります。

2つ目は、消費生活センターには、消費生活センターの事務を行うセンター長及び必要な職員を置くことということでございます。こちらのほうはまさしく組織として必要なものでございますので、条例のほうにそれを置くということにしてございます。

3つ目は、消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した消費生活相談員を置くものということが基準として示されてございます。この参酌基準については、全ての消費生活相談員を資格試験合格者にすることではないんですけれども、やはり客観的な基準で評価される、客観的な基準で選ばれた相談員さんをセンターに置くということは、一定の質の相談体制ができる、確保につながりますので、千葉県におきましても、その旨を規定するということにいたしました。

なお、千葉県の消費者センターには、現在21名の相談員がおりますけれども、こちらのほうにつきましては、法律の経過措置の中で引き続き試験合格者とみなされるというこ

とで相談対応が実施できることになってございます。

4つ目は、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることとございまして、これの趣旨は、消費生活相談は知識に加えて実務経験が重要であって、継続的に雇用できるように処遇することで質の高い消費生活相談体制を確保しようとするものでございます。参酌基準の条文は、消費生活相談員が実務経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることとになってございまして、現在、千葉県においては、雇止めということはしてございませんので、この条文に沿って条例に規定することといたしてございます。

5つ目は、研修機会を確保するということで、これの趣旨は、複雑多様化していく消費生活相談問題に対応するためには、不断のスキルアップが重要であって、研修機会を確保することで資質の高い消費生活相談を確保しようとするものでございます。この参酌基準の内容に沿って条例に規定することといたしました。

6つ目は、情報の安全管理に関する事項でございます。こちらは、消費生活相談等の実施によりまして得られた情報の漏えい等とかが滅失等を防止する等の適切な管理のための措置を講ずることとになってございまして、この条文の内容に沿いまして条例を制定することとしてございます。

したがって、国のほうから参酌基準で示されました6項目のうち5項目につきましては、その内容に沿った形で千葉県の消費者センター設置管理条例を改正するというようにいたしておりまして、引き続き消費生活相談の充実・強化に努めてまいりたいと考えてございます。

県からの報告は以上になります。

【鎌野会長】 ただいまご報告がございました。資料では、報告の1、2、3に基づいてでございます。特に順番は決めませんので、どこからでもご質問あるいはご意見等がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【岩井委員】 岩井です。私からまず1つお聞きしたいのは、報告1の重点課題2のところ。「消費者被害の防止と安全・安心ネットワークづくり」のところなんですけれども、非常にいいことだと思うんです。サポーター養成講座を複数回やられているということなんですけれども、確かに養成のほうはできているとしても、活用に関しては、2は全然進んでいない状況なんですか。

【新村室長】 活用については進んでいないという状況がございまして。このサポーター養成講座のほかにも生活安全課のほうでも県民向けの講座を実施してございます。これまでたくさんの方に受講していただいて、その方が今後、いろんな場面で活動する意思があるというようにリストもつくってございますけれども、その方の活用については、まだ具体的に着手できてございません。この後に意見交換させていただく消費者教育の中でも、皆

様からのいろんな効果的な活用についてご意見を賜りたいというふうに考えているところでございます。

【鎌野会長】 どうぞ。

【村副会長】 今のサポーターの関係なんですけれども、市などでも独自にサポーターの養成講座とか、サポーターと呼ぶかどうかは別にして同じような取り組みを熱心にしておられるところが千葉県下にはたくさんあるというふうに承っているんですけど、サポーターというふうに言ったときに、県の養成したサポーターと市の養成したサポーターと、二重に似たようなことをやるのは余り効率的ではないと思うんですけど、市などでどの程度の取り組みをしておられて、県の養成したサポーターはどのような役割を果たしたらいいのかとか、そのあたりを精査するようなことというのは、今までしておられるのかどうか、もししておられるんだったら、ご存じのことを教えていただければと思います。

【新村室長】 結論から言うと、現在、精査はまだできていません。ただ、市町村の消費者行政の担当の方からは、市でもそうなんですけれども、県で消費生活に関して勉強しましたという方が地域に入ってくるというのがなかなか難しい状況って、やっぱりありますよねという話をいただいています。ですので、県がいろいろな勉強をしていた方が、では活動してくれと言われてもなかなか難しいんじゃないのというのを、実は言われています。市の方からは、実際に活動するのは地域なので、例えば自治会ですとか、そういうところから、こういう人を出しますよと、出すというか消費生活相談の知識を持ってもらって、地域に戻してもらったというのを、地域のほうから推薦をすることで、やっていただけて、勉強していただくと非常にいいのかなというようなものがあります。そういった中で県の講座の対象者、ここを受講された方の活動のあり方について、今後、市とうまく連携をしていかないと、勉強してもらったけど活動できないということが出てきちゃうので、そこは課題だと思っています。市町村といろいろな連携強化を勉強していきたいと思っています。

【鎌野会長】 そのほか。どうぞ。

【伊藤委員】 重点課題3の中に、「ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進」とあるんですが、マルの1の教員対象研修会で参加者56名とあるんですが、これと、次のページの表の中の2,000人のうち対象者が870人と書いてある。この関係というのはどういうものなんですか。

【新村室長】 3ページのほうは8月4日に実施、56名ということだと思うんですけど、これは5ページの870人の内数になります。

【伊藤委員】 一緒になりますか。この56名というのは、対象者が何名いて、そのうち56名だったんでしょうか。

【新村室長】 実際の受講された先生ということですね。その積み上げが26年度時点ですべて870人になっているということです。

【伊藤委員】 目標が2,000人と書いてあって、かなり少ないですね、半分いってない。

【新村室長】 そうですね。まだまだという状況がございます。

【伊藤委員】 この56名というのは、当時、対象者が何名ぐらいいて56名ということはわかるんですか、それはわからない。

【新村室長】 こちらは、例年夏ですけれども、県の教育庁のほうと連携しまして、幕張にある総合教育センターで先生を対象にしたさまざまな研修を実施している中で、半日、消費者問題についてはコマをとっていただきまして、そこについての募集をかけるということになってございます。ですので、対象自体は全ての先生が対象になるんですけれども、実際にご参加いただけたのは56名で、今年は45名だったというところでございます。

【鎌野会長】 どうぞ。

【石田委員】 サポーターの活用について、ここの場でこういう活用を希望するとか、そういう意見は言ってよろしいのか。

【新村室長】 県で、次の消費者教育の人材というところで育成はしていますけれども、それをどう活躍させるかとか。

【石田委員】 この議題については、後で検討するところでお話ししたほうがいいのか、今、お話ししてもよいのかということです。

【新村室長】 次のところで、こちらとしてはいろいろお聞きしたいなと思っています。

【石田委員】 わかりました。

【鎌野会長】 また、そのところで具体的に。どうぞ。

【村副会長】 重点課題の1について、ちょっとお尋ねをしたいんですが、市町村の消費者行政を推進するということで、市町村の職員さんとか相談員さん向けの研修の充実に取り組んでおられると。これは大変評価をするべきことで、今後も続けていただければと思うんですが、一つこの関係でお伺いしたいのが、私も法律系の研修で講師を一回させていただいたんです。そうしたら、参加者がとても少ないんです。それで、千葉県下の市の相談員さんを全部集めたらこんな数じゃないはずで、何分の1しかおいでになっていないということで、せっかく県のほうが熱心に取り組んでおられるのに、参加度が余りよくないということがちょっと気になりまして、受託機関の方に、これは一体どういうことでしょうかって伺ったんです。そうしたら、市のほうでは、相談体制が一人体制とか、例えば房総半島の先のほうだとすると、来るのも大変、交通費もかかるとか、いろいろなことがあったりして、一つは、相談担当者を研修に行かせてしまうと、その日は相談業務ができないとか、交通費や日当の予算をとってないので、市のほうとすると行かせるわけにはいけないので、非常勤の相談担当者だったりすると、何で無償で仕事で行かなきゃいけないのかという話になるので、当然、日当と交通費を出してくださいねということになります。でも市ではそのための予算がないんですというようないろんな問題が複雑にあるように伺ったんです。つまり、これというのは、スキルが低い市町村に底上げをするための事業のはずなのに、スキルがそこそこある市町村は出て来れるんですけど、本当にスキルが低くて体制も不備なら予算も不備というところは結局来れないので、格差がますます広がるみたいなことが起こっているのかなというのが、少し残念な感じがしたんですが、そうい

うことについての手当てというのは、こういう事業をしていただくに当たっては、県のほうでは何らかの考慮なり仕組みの工夫なりしておられるんでしょうかということが質問の内容になります。

【新村室長】 今年度のここに書いた市町村行政担当職員及び相談員研修会というのは、県庁と船橋の消費者センターで実施をしています。年4回やっています。また、今年度は、先ほど口頭でご説明しましたけれども、4日間、3日間等の連続講座というものをしてございます。そちらのほうは消費者センターで実施ということで、村委員のほうからもありましたように、少ない状況がございました。まさしく背景としましては、相談があつて行けないというものがあるというふうに考えています。また、今回については、周知の期間がちょっと短いというのもございまして、例えば相談員さんがいるようなところでもなかなかローテーションを組めなかったということもあつて、日程が合わないというお声もいただきました。南房総等の体制というのは、そもそも相談員さんがいない、その中で消費者行政の職員がどこまで勉強しなきゃいけないというのがありますので、今時点では、センターの消費生活相談員が地域のセンターに個別に訪問して巡回指導ということをしています。ただ、体系立った知識の習得という部分にはならないので、そこについては、県の研修についてもなるべく幅広に多くの方がいらっしゃれるような工夫はしていきたいと思っております。

また、センターについては、先日、勝浦市のほうで消費者行政関係のシンポジウムが県と弁護士会さんの主催でございましたけれども、地域でのいすみ郡市での広域化というのも課題なのかなという発言が、市民の方からもあつて、市のほうもその提言書を受けたということもございますので、そういった動きの中で地域の充実を図る、それに対して県もどこまで支援できるかということを考えていきたいと思っています。

【鎌野会長】 どうぞ。

【梶村委員】 消費生活センターの設置関係なんですけれども、報告1の5ページを見ますと、26年度で30市ということになっていまして、28年度の37市というのが最終目標になるんですか。事業計画30年ですが、28年度までで目標を完了させると。それが37市であるというふうに理解してよろしいですか。

【新村室長】 37というのが県内の市の数になります。消費者庁ができて、全国的に消費生活センターの拡充というのがありまして、補助金交付金等のいろんな手当がございしますので、それを活用して集中的にやるということで、28年度というのを前倒しの目標として設定はしたんですけども、現時点では、大網白里市での向けた動きがありますけれども、なかなかまだまだ難しいところがあります。

【梶村委員】 資料は、報告2の1を見ると、市町村さんの相談件数が、25年、26年とふえていますよね。県のほうは横ばいになっていますけど、ふえているんで、その辺の、せっかくやるのであれば、可能であれば前倒しで、いろんな制約要因はあるんでしょうけれども、していただければ体制の強化につながるなというふうに思います。

それから、もう一点は、最終的な目標というのはあくまで数値目標であるものですから、30年には50%を目指します。24年は34.5%だということですけど、大体この27年度が終わると、何%になるのかなというふうに県はお考えになりますか。

【新村室長】 1点目のほうの体制強化につきましては、消費生活相談の窓口が市のほうでふえていって、実際に相談も上がっているという状況もあるので、やはりつくることによって相談を顕在化させるという効果がありますので、そこは引き続き市町村に対していろいろ支援・連携をしていきたいと思っています。

2つ目の最終目標のところですけども、こちらのほうは、前回、計画を策定する際に、消費生活に係る県民アンケートのようなものを実施してとってございますので、現時点でそこまでの大きなものはまだできていませんので、ちょっと把握はしていないんですけれども。

【梶村委員】 お考えで結構です。2年間やってきて、ここまでは行ったかなというのが。そうすると、次の3年間、どこを重点的に、あるいはどういう考えをとというのがこれからお話しでいろいろ出るんでしょうけれども、そのベースになるのかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

【新村室長】 施策のほうは、さまざまなものをして消費生活相談の窓口の周知等を実施してございますけれども、一方でさまざまな消費者被害も出ておりますので、ここについてはまだまだ横ばいかなというふうに思っています。

【梶村委員】 ありがとうございます。

【鎌野会長】 はい。

【石田委員】 事業者指導のことについてお伺いしたいんですけれども、共同で行っている指導のほかに、県独自の指導の件数が少し上がっているかなという気がしているんですが、何か情報収集とか、逆に県内の悪質事業者がふえているとか、そのあたりで特に前年度と違いがあるようなことがありましたら教えていただきたいんですが。

【新村室長】 悪質商法の指導処分等につきましては、消費生活相談窓口に寄せられた情報を検索しながらやっているというのがございます。それに対して、県のほうの体制の強化というのも図っておりますし、情報システムの情報に頼るだけではなくて、今年度は、先ほどの市町村の方が集まる会議において、相談の窓口において特異な事例ですとか、ちょっと気になるようなものがあれば、県の指導部門の私のほうに直接ファクス等で連絡をしてくださいということで、データベースで浮き上がってくる前に、こちらとしても着目する事業者を確認するということをしてございます。そこが市との連携を深めることによって、なるべく早目の着手、注目、いわゆる目星をつけるとか、そういうことが可能になってきたかなというふうに思っています。

【石田委員】 ありがとうございます。昨年度とはちょっと違ってきているかなというのがあったものですから、伺ったんですけれども、今後に向けてもそれをお願いしたいと思います。

【新村室長】 やはり市町村と連携をして早期の情報収集をしたいと思っています。

【鎌野会長】 岩井委員。

【岩井委員】 岩井です。重点的課題3の消費者教育の推進のところなんですが、ここで消費者教育に関する情報提供というところで、高校に行ったり、小学校に行って授業を実施ということをやられているようで、非常にこれもいいなと思ったんです。ただ、市町村のほうでは、もう消費生活センターの方々もやっています、去年から弁護士会のほうでも実は、小学校の消費者教育というのはやっているんです。ただ、小学校の数というのは相当多いので、消費生活センターの方々と弁護士会だけでは3分の1もいかない。そういう中で、県のほうとしては、高校に対する消費者教育、中学校に対する消費者教育、小学校に対する消費者教育等々を今後計画的にやっていこうというところは考えていらっしゃるのでしょうか。

【新村室長】 まさしく後のテーマである消費者教育の推進という中で、そこを体系的にするための、効果的にやるためのご意見等をいただければというふうに思っています。現時点においては、個々の要望を受けて伺う、こちらでチラシ等で周知をして、来たら対応するということになっています。

【鎌野会長】 どうぞ。

【丸山委員】 1つだけ、簡単な質問を。消費センター設置管理条例の改正がなされるということですが、これはパブリックコメントを募集するということは考えておられるのでしょうか。

【新村室長】 こちらの条例につきましては、この2月の議会で提案ということになりました。パブリックコメントはその過程の中でしてございません。パブリックコメントにつきましては、県のいろんな計画をつくる中で透明性を高めるために県民から声を伺って意思決定をしていくということになってございますけれども、今回、消費者センターの設置ですとか業務、役割につきましては、消費者センター設置管理条例ということで、既に県民の皆様にお示しをしているところでございます。今回の改正内容につきましては、その実施する業務をより質を高めるというものを国が示す基準を参酌して、どう行うか、位置づけるかということでもございましたので、県民の皆様の権利に影響する、制限するといった方向のものではないということもございまして実施をいたしませんでした。また、今後のこれからの意見交換の中にありますけれども、消費生活相談員の資質向上のためにさまざまなことができるかどうかという効果的な取り組みについては、また皆様方のご意見も、県民の皆さんの意見も聞いていきたいと思っています。

【鎌野会長】 時間の関係もありますので、もし何かありましたら、多分次の教育推進計画の策定についても関連するところが多いと思いますので、場合によっては、報告のほうについての質問とか意見もそちらのほうで関連したところでしていただければと思います。

4. 意見交換

消費者教育推進計画の策定について

【鎌野会長】 それでは、消費者教育推進計画の策定について、こちらのほうで意見交換をしたいと思いますけれども、その前に事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【新村室長】 それでは、意見交換テーマ「消費者教育推進計画の策定について」、の趣旨及びお伺いしたい事項等についてご説明をいたします。

平成26年度に策定した基本計画に消費者教育推進計画を策定するということをうたいまして、昨年度、県内の学校ですとか市町村等にアンケートを実施し、この審議会を2回開催し、ご意見を取り入れてきたところですが、計画策定に至っていないということでございます。申しわけございません。

そこで、今回、本日改めて皆様から計画づくりに当たってのご意見をお伺いしたいということでございます。こちらの資料につきましては、消費者教育を推進する背景ですとか、現状と課題、教育の内容といったものを報告して示してございまして、消費者教育の策定について、全体をつくるということで形になっていますけれども、最終的なアウトプット、いわゆる計画書の形式といたしましては、消費者教育につきまして現行の基本計画の中にも位置づけられており、計画が二本立てになっていてもわかりにくいということもありまして、それを避けるため、消費生活基本計画の消費者教育に係る部分を本日の議論を踏まえて新たに策定する計画に置きかえるということではないかと思っております。

それでは、改めまして国の教育方針ですとか、本県の教育の状況につきましてご説明をし、ご意見を頂戴したいと思います。

まず、左上の消費者教育の求められている背景ですが、こちらのほうは平成16年の消費者基本法の中で消費者教育というものが、消費者の権利というものが位置づけられた。それを踏まえて、19年度の消費生活基本条例におきまして、県においても教育の機会を権利というふうに設定し規定したところでございます。24年度には、消費者教育推進法が制定され、国が定める基本方針を踏まえて、都道府県の教育の策定が努力義務とされているところでございます。こういった中で、この計画の策定について取り組んでいるところでございます。

この消費者教育に取り組む背景としまして、県の考えている現状と課題というものを左下に置いてございます。消費者教育を推進するに当たってこういった課題があるか、こういったものに対する教育を重視するかというところでございますけれども、1つは、高齢者の消費者被害の増加ということがございます。高齢者人口の増加を上回る割合で高齢者からの消費相談が増加しているという状況がございますので、高齢者への情報提供とか注意喚起、地域ぐるみでの消費者被害の防止に取り組む消費者教育が必要というふうに考えてございます。

2つ目は、インターネット関連トラブルの増加でございます。若者から高齢者までの幅広い層からインターネット関連トラブルが増加をしているということがございますので、

インターネット利用に潜む危険性の認識を高める消費者教育が必要というふうに考えてございます。

3つ目は、新たな商品・サービスの出現、取引方法の多様化。例えば今までは口座に振り込んでねといったところをプリペイドカードを買わせてID番号をとらせるといった被害が出ておりますので、体制の充実ですとか、幅広い消費者教育が必要というふうに考えてございます。

また、近年は、環境問題等に対して、それも配慮した消費者行動が必要だという意味での消費者教育が必要というふうに考えてございます。

計画の位置づけにつきましては、右の上段の中央ですけれども、消費者教育推進法に基づく計画ということと、県の消費生活基本計画の消費者教育に係る部分を具体的に推進し、充実を図るための計画という位置づけになってございます。

なお、推進法第10条の中で、この消費者教育が求める内容につきまして触れられておりまして、自主的かつ合理的に行動できる消費者、また、消費者市民社会、いわゆる持続可能な社会づくりに参画できる消費者をつくるということがうたわれておりますけれども、なかなか長い、わかりにくい文章になりますので、目指すべき消費者像ということで簡潔なものを設定をしたいというふうに考えてございまして、右上にひとつ用意をして掲げてございます。このことについて、ご意見をいただければというふうに思っております。

また、体系的に推進するための取り組み方法としまして、国の消費者教育推進法の中で4つ掲げられてございます。

ライフステージでの体系的な実施。消費者の特性・場の特性に応じた配慮や方法。3つとして、多様な主体との連携による効果的な実施。他の関連する消費者教育との有機的な連携というものを考えながら取り組むということにされてございます。

下の大きなマスのところですが、こちらのほうが消費者教育の考え方というふうに思っております。ライフステージということで、幼児ですとか、児童・学生等、大学生等、成人、高齢者・障害者等というふうに区分されますけれども、それに対する主な課題というものがあろうかと思っております。

幼児であれば、商品安全、いわゆるおもちゃ等の危険を回避する能力ということがあって、それに対しては、家庭や地域におきまして、保護者の消費者教育の充実が必要なのかというところがございます。

また、児童・学生等につきましては、お金の使い道ですとか、消費生活の現状や課題、インターネットトラブルへの対応ということが課題としてありまして、それに対する必要な取り組みとしましては、当然、授業に加えて教員や保護者を対象にした教育の実施、また、家庭でのルールづくりといったものが必要とされているところでございます。

また、大学生等につきましては、新たに社会人になるということで、要は契約主体になる年代ですので、そういった契約についての知識が必要になるというふうに考えてございます。また、そのための大学での教育等が必要かなと考えてございます。

また、成人につきましては、自らの消費者知識の向上というだけではなくて、地域・家庭における担い手としての意識の醸成というものも必要かなというふうに考えてございます。

また、高齢者につきましては、悪徳商法の防止ということで、地域での見守り、地域での消費者教育の充実ということが必要ということで、こちらのほうは国の基本計画・基本方針の中に整理されていることとございますけれども、千葉県としても同様な課題があるというふうに考えているところでございます。

それぞれにつきまして、千葉県でも取り組みを行っておりますし、また、審議会でのご意見もいただいているところでございます。この整理の中で県としましては、大学生に対する対応というものが、今まで取り組みが少なかったのかなということと、成人において、消費者講座ということで出前講座等を実施しておりますけれども、事業者の行う消費者教育というところについて取り組みが少ないので、その充実を図っていくということが必要かというふうに考えてございます。その辺につきまして、皆様方からのご意見を賜ればというふうに思っております。

また、2として、消費者教育の人材の育成・活用ということが求められますけれども、千葉県におきましても、消費生活相談員を地域の消費者教育の人材として位置づけ、そのための研修を実施してございます。また、教職員ですとか地域の方を対象にした研修等を実施しておりますけれども、より効果的な育成のあり方とか、先ほどもご意見いただきましたけれども、育成の場が具体的に設定されていない、確保されていないということがございますので、そこについての効果的な取り組みについてご意見をいただければと思っております。

3つ目が、多様な主体との連携による効果的な取り組みの推進ということになりますけれども、高齢者の被害を防ぐためには、さまざまな機関との連携が必要というふうに考えてございます。そういった有効的な取り組みについてご意見を賜ればというふうに思っております。

また、関連分野との連携というものも消費者教育の中で求められているところでございまして、環境教育ですとか食育についての取り組みと、金融経済教育等のご意見をいただければというふうに思っております。

以上でございますので、いろいろなご意見を賜りたいと思います。

【鎌野会長】 今、ご説明をいただきましたけれども、時間も限られてございますので、最終的にはA3の一覧表全体についてご意見を伺いたいと思いますけれども、効率的に進めるために、事務局が今、この推進計画の策定作業を進める中で、まずはこの点をお伺いしたいということで6点ばかりメモをいただいておりますので、まず、そのことについて意見をいただいて、そして、それ以外のところでも多々あると思いますので、その後に意見を伺えればと思います。

事務局のほうで、まず、1番右上のところに、「目指すべき消費者像」というところが

ございますけれども、この表に書いてあるとおりの整理をしていただきましたけれども、この点について何か、もしご意見があれば、事務局のほうで意見を聞かせていただきたいということですが、いかがでしょうか。

【梅田委員】 梅田と申します。ちょっとラジカルな意見かもしれませんが、考えていただいている「消費者市民社会」の形成というほうにかかるのか、あるいは自立する消費者のほうに少しまたがるのかかもしれませんけれども、消費者としてだまされないということは大事なことです。私は、もう少し積極的に、例えば詐欺の被害に遭わないということは大事なんですけども、それをもう少し進んで、消費者が悪徳業者の摘発に結びつくような、そういう立場にも立てると思うんです。まだ少ないですけども、だまされたふりをして警察に通報して検挙されたとか、そういう人が捕まったとかいう話は時々出るんですけども、そういうようなところまで消費者の意識が向く必要があるんじゃないかなという、だまされたふりをするというのは弁護士の先生方からしたら、少し危険なことというふうに思われるかもしれませんけども、後で出てきます多様な主体との連携による効果的な取り組みというのは、恐らくいろんな組織が連携してということだと思えますけど、その中に、消費者も警察に通報するという、そういう協力ができるんだというようなことをそろそろ考え始めてはどうかということ、ちょっとご意見として言わせていただきます。

【鎌野会長】 どうもありがとうございます。その点について、事務局のほうで何かございますでしょうか。

【野溝課長】 これまで防犯論の中ではいろいろ議論はあったんですが、こういった中ではちょっと視点として欠けていましたので、これはぜひ参考にさせていただければと思います。

【戸部担当部長】 担当部長の戸部でございます。おくれて申しわけございませんでした。今回、消費者像と掲げさせていただきましたのは、法律ではこういう消費者ということをやっているのを体現したのがこれなんですけれども、わかりやすくするためというふうに書き入れたところなんです。いただいたご意見につきましては、この消費者像のところに入れられるかどうかわからないんですが、ほかの場面では必ず入れさせる方向で検討させていただきたいと思います。

【鎌野会長】 私のほうからもぜひお願いをします。一方的に、消費者賢くなれと言っても、他方では、やはり消費者をだますそちらの側を減らすということですので、何かうまく今の先生のご意見も入れていただければと思います。

そのほかに。どうぞ。子安委員。

【子安委員】 消費者としては、安全なものに安心してお金を出すというようにしないといけないんだと、2、3日前に感じたところなんですけど、今回の報告、どこかに計量とかはかり、そういうのもかなり立入検査とかで発見しているようなんですけど、では、うちのガスとかそういうのは大丈夫なのかしらとか、安心してお金を出せないようだった

らどうするんだろうと思ったりしてしまいます。それと、安心して相談できる場所があると思っている人がすごく少ない中で、それが50%、100%にならない限りは、本当の被害の件数って出てこないのではないかと、相談している人はまだいいんじゃないか、そういう恐ろしさを感じます。

【鎌野会長】 いいですね。もし事務局のほうからご意見とかコメントがあれば、適宜言っていただいて、そうでなければ、先に進めさせていただきたいと思います。「目指すべき消費者像」というところで何かありましたら、後で、ご意見をいただければと思います。

事務局のメモによりますと、今度は、消費者教育の内容というところの中で、特に大学生等、先ほども報告の中でありましたが、この点について、何かご意見を伺いたいということです。実は、この点については、今日、ご欠席の高橋委員から事務局のほうに意見を預かっているということです、そのご紹介をお願いします。

【新村室長】 それでは、高橋委員のほうからご意見を預かっていましたので、ご報告をさせていただきます。

新入生には、次のような知識や注意喚起が必要であると考えてございます。

1つとして、契約の問題です。下宿生にとって、最初に体験する契約はアパートの契約だと思います。保護者同伴ならよいですが、1人での契約ということになると、敷金、礼金の更新料など、何を何の目的で払うのかといった知識が必要だと思います。

2つ目は、飲酒の問題についてであります。これは意外にどの大学でも深刻な問題だと思います。未成年の飲酒や人命にかかわるような過度の飲酒は、お酒の消費にかかわる問題であり、正しい教育が必要であると考えられます。

3つ目が、携帯電話やSNSをめぐる問題です。インターネットを使った架空請求被害、SNSを使った不適切な画像や動画の配信、これは加害、被害の両面あると。などは大学生のみならず、中学生以上の若者たちに共通の問題であると考えられます。

以上のご意見を賜ってございます。

【鎌野会長】 はい、先に村委員、それから石田委員。

【村副会長】 このテーマについての質問なんですけど、「大学生等」に対する消費者教育についてというのはどういう意味なのかというのが、私はちょっとよくわからないので、つまり大学生というのはどういうくくりなんですかということと、「等」って何ですかという質問です。つまり「大学生等」というのは、若い人という意味でざっくり使われているのか、あるいは大学とか高校とか、そういう学校に行っている人という意味なのか。そうだとすると、例えば中学を卒業して働いているとか、高校を卒業して大学に行っていない人は、この対象からはじかれているんですかとか、ここの意見を求める対象が曖昧で、私はよくわからなかったのもので、そここのところの事務局のお考えをはっきりしていただいたほうが、皆さん、意見を言いやすいのかなと思っただけの質問です。済みません。

【鎌野会長】 いかがでしょうか。

【新村室長】 説明不足で申しわけありません。ここで書いた「等」については、専門学校ということを意識してございました。これは国の消費者教育の方針の中で「大学・専門学校」とございますので、そのとおりにしました。高校生につきましては、学生というところに入れてございます。

ただ、村委員から今ありましたように、中学校を卒業して働いている方がいらっしゃるという方に対するものについては、現時点では成人というくくりになってしまうので、そこについて、どう対応していくかということはきちんと考えなきゃいけないかなと思います。ありがとうございました。

【戸部担当部長】 今回のこの推進法というのは、法律のほうでそれぞれの消費者のライフステージに応じて考えなさいと。もう一つは、それぞれその消費者教育をどういう場でやるのがより効果的なのか考えなさいというものなんです。それですので、今、事務局のほうからありましたように、大学生・専門学生であつたら、その場合は学校となるだろうということで、成人じゃなくて働いている方にとっても、実際に消費者教育を受ける場合は地域であつたり、あるいは職場であつたりと、そんなふうな理解で考えていただければいいのかなと思います。

【鎌野会長】 関連して。

【村副会長】 もしそうだとすると、大学生とか専門学校の学校教育という観点での意見交換だというご趣旨であれば、ちょっと一つ念頭に置いておいていただきたいのは、今年の参議院選挙から選挙年齢が18歳に引き下げになりますけれど、それとの関係で、民法の成人年齢も18歳に引き下げようという動きがあります。ですから、大学生、専門学生は、今後、成人になってしまう可能性がある、未成年者としては保護されないということに、多分早晩なりますので、そういうことも配慮した上での消費者教育ということを考える必要があると思います。大変シビアなことになってきますので、そういうことも含めた教育がどうあるべきかという観点で意見交換していただければいいのかなというふうに思いました。

【鎌野会長】 非常に大事なご指摘ですね。ぜひ、それを盛り込んでいただいたほうがいいと思います。もう未成年者という扱いを受けない可能性があります。

先に石田委員、その後、梅田委員。

【石田委員】 この「大学生等」ということでひとくくりになっていたんですけれども、専門学校生とか、実際に私のところでもそういう講座を行っています。専門学校で、看護師さんたちの場合ですと、本当に守秘義務が問われますので、SNSや何かでちょっと情報を発信してしまうと病院として責任を問われかねないので、定期的に授業として入っています。あと、ほかの専門学校でも、啓発講座を行っているというのがあります。大学の場合なんですけれども、大学で、学生を対象としたマルチなんか時々バツと広がることがあつたりします。そういうときに、こちらからの働きかけで、お願いする場合がありますが、やはり学生が一堂に会するというのはオリエンテーションぐらいしかないというこ

とと、それと、人数が相当数、膨大な数の学生さんがいらっしゃいますので、そういう場合には、啓発講座しかないということになってしまうのかなと思うんですけども、そうだとすると、一方的に話すので、学生はそこに出ていけばいいみたいなことで、なかなかきちっと伝わっていかないんじゃないかと。やはり授業の一環みたいな形でレポートを上げてもらったかが啓発としてはいいのではないかと思います。どういう場面で行うかということとは結構重要じゃないかなと。

先ほどの説明で、大学生による消費者トラブルの防止啓発冊子の作成とかありましたけれども、だとすれば、学生さんと連携をとって行うというのも一つの方法なのかなと思いました。

【鎌野会長】 続いて、梅田先生。

【梅田委員】 今の委員のご発言と関係するんですけども、今まで、どっちかというとうちは大きな授業、大人数の学生に対して情報を提供するというのが多かったと思うんですが、ここ数年前から少し傾向が変わってきてまして、学会の中でも初年度教育学会というのができているようでして、幾つかの大学では、1年生の段階で、小さな単位のゼミ、基礎的なことをやるゼミというのが設けられまして、例えばうちの大学ですと、基礎ゼミというのがあるんですが、スチューデントスキルとかスタディースキルという、本当にお恥ずかしい話なんですけれども、そういうところからずっとゼミ形式でやっていくんです。20名から30名ぐらいですけども。その中で、大学生のリスクというものがテーマになってまして、先ほど高橋委員のほうからお話があったような飲酒の問題とか、ネットの問題とか、アパートの契約の問題とか、そういうことを注意するようなことを、それぞれの小さい単位で考えさせながらやっていくんです。そこに数年前から、どこかの業者がつくった大学生のリスクに関するパンフレットがあるんですが、それを当初は、入学式が終わった後に、みんなにパアッと配付していたんです。ところがそうしますと、大概どこかごみ箱に捨ててしまったりするんです。それじゃいけないということで、少なくとも私の学部では、昨年からは基礎ゼミの単位で、リーフレット、小さいパンフレットを使って考えさせるということをやっていますので、もし県のほうでそういう啓発用のリーフレットなんかをつくっていただければ、単に配付するのではなくて、先ほどおっしゃったように、授業の中で効果的な使い方ができる。これは全ての大学じゃないんですけども、今、そういうゼミ単位で初年時教育をやろうとしている大学がふえていますので、そういうやり方をぜひご検討いただくといいのかなと思います。

【鎌野会長】 非常に貴重な意見。どうぞ、関連して。

【梶村委員】 全く関連でございまして、その辺の学校の、もちろん小学校からというか、それぞれの実態は、私はよくわからないんですが、今の梅田先生のお話で、そういう授業に取り入れているところもあると。もちろん小学校でも中学校でも、レベルに応じたそういうものはやっていると思うんですが、どうしても若い世代、映像の世代とかそういうのは、リーフレットとかそういうものを見て勉強するよりも、DVDだとか、こういう事件

に巻き込まれるとか、私もちょっと前まで企業にいましたけれども、銀行におりましたけれども、その中でコンプライアンス研修とかそういうのは、実際にこういう事件が起きててんまつはこうなったとか、言葉で聞くよりも映像で、家族離散、離婚だとか、いろんなものがですね。そうするとやっぱり大人でもしみると思うんです。子供なんかはよりしみると思うんで、それぞれのレベルに合ったそういうものを、小学校でも中学校でも高校でも、ある程度、県でできるのであれば配付されて、単位とか必要な授業にするのが一番いいと思いますが、活用されるのがいいんじゃないかなとは思いますが。

【鎌野会長】 いかがですかね。この点、非常に貴重なご意見が出ました。私のほうから、ぜひこれを千葉県の一つの目玉というか、千葉に大学はたくさんありますけれども、そう多くないんで、むしろ積極的にですね、それで、早い段階からというんですけど、おいおい各委員のあれで、場合によっては、アパートとかインターネットとかの契約をする前のオリエンテーションとか、入学手続きをした後に集めてと。他方で梅田先生がおっしゃったように、少人数のゼミとか、そのためには、それぞれの大学に少なくとも1人か2人は専門家がいますので、そういう教員とかそういった方と連携してということ。

それから、18歳というのは、もう未成年として扱われないという可能性がありますので、ぜひこれには力を入れていただければと思います。ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。そういうところでよろしいですか。また、何かあったら、後でまとめのところでお話を。

それで、あとは4点なんですけれども、全て下の2と3の「消費者教育の人材の育成・活用」、それから「多様な主体との連携による効果的な取り組みの推進」というようなことで、事務局のほうから意見をいただきたいということで、4点を申し上げておきますと、事業者の行う消費者教育についてご意見を伺いたい。これは3の多様な主体との連携のところなんでしょうね。それから、消費者教育の人材の育成・活用、これは3の全般のこと。これは先ほども意見が、このあたりご発言いただけるということでした。それから、これも3のところの多様な主体との連携ということで、事業者以外にどういったことが考えられるか。それから、4点目といいますか、これも関連していて、そのほかに関連分野とか何とかの連携あるいは連携のあり方と。ですから、2番と3番のところについて、ご意見をいただきたいというのが事務局のほうの意向のようでございます。いかがでしょうか。これについては、このあたり、どこからでもご意見をいただければと思います。どうぞ。

【石田委員】 多様な主体との連携ということで、今、皆さん、縦系列ではPTA連合会とか、地域の地区社協さんもそうですが、地域ごとの縦ではおののお皆さんいろんな活動をされていてパンフレットも配ったりとかしていらっしゃるけれども、横がきちんとなつながっていないので、例えばPTAはPTAだけで活動していて、実際の地域のことがいまいち連携がとれていないということですが、市によっては横を全部つないで連携して消費者教育なり地域の防災・防犯、安全・安心をとというようなことで始めているところも幾つかはあるかと思うんです。

私の市でも、実際やっているところなんですけれども、そういうときに、県で養成されたサポーターさんに入っていて、実際、その方が住んでいる地域の人たちと連携して催し物とかいろんな会や何かでお話し合いができたらいんじゃないかというところなんですけれども、ほかでも違う形でサポーターさんはこうやって活動しているところがありますという例を示していただけると、そういうものを県のほうでこういうところこういうものがありますとかというのを示していただけるといいのかなと思うんです。地域にせっかくいらっしゃっても、その市としてとか町としてどのようにしたらいいかというのがわからない状態だと思うんです。いろんなことをされているところの例というのを示していただけると、では、うちとしてはどういうことができるのかとか、集まって皆さんで話し合いができるような場があれば、情報が共有できて、何が自分のところではできるのかということが見えてくるのかなと思うんですけれども。

【鎌野会長】 今のご意見、よろしいですかね。そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

【伊藤委員】 消費者教育の内容という、このA4に書いてあるんですが、ライフステージの縦割りである程度取り組んできている、いわゆる法律の趣旨だと思うんですが、縦割りでやる出前講座なんかも確かに効果があると思うんですが、「様々な場における取組方法」の一番下に自治会ってありますよね。この自治会を利用することによって、縦割りのあれがなくなるという感じを受けたんですが、自治会でも、結構福祉とかいろんな部門を持っていて、かなり充実している自治会がありますから、ここに啓発をしたり、情報を提供すると、かなり動くんじゃないかというような感じがしました。

【鎌野会長】 ですから、ここのライフステージのところの老人会とか自治会というのも、その多様な主体という、そういうこととも関連をするという、そういうことですよね。どうぞ、村先生。

【村副会長】 千葉県の場合、私、地元の商店街や何かの商工会の活動がどれぐらいまで熱心なのかということがちょっとわからないので、意味のある発言かどうかかわからないんですけど、地域の商店街なんかで、結構高齢化をして、そこ自体被害が多いとか、お客さんに被害が多いとかいうようなことも地域によってはあるように聞いています。商店を営んでいる高齢者の方が、悪質な訪問販売とか電話勧誘販売に逆に悩まされているとかいうような話も聞いていますので、もしそういうような声があり、商工会でのそれなりの取り組みをしておられる地域というのであれば、この取り組む団体の中に商工会も入れてはどうかと思います。そうすると、地域に住んでいる人やその店の経営者とか従業員の方も含めた取り組みというので何か工夫ができるかもしれないので、そうすると、縦にも横にも広がりが出てくる可能性もあり得るかなと。だから、市の商工課みたいなのと情報交流なさって、そういう見通しを検討してみるというのも一つの方法ではないかと思います。

【鎌野会長】 先ほど事務局のお尋ねで、事業者、事業者団体の行う消費者教育というこ

とで、それに関連したご意見。事業者代表委員がお2人いますので、もし何かそのあたりで。

【梶村委員】 具体的な消費者教育ということで、私も連合会の立場なので、個別の会議所で具体的な事業というのは詳細まで把握しているわけではございませんが、消費者教育というこの趣旨に合うようなものを行っているというよりも、どっちかという、それぞれの商店街さん、あるいは地域で、町ゼミとかそういう形で、ある意味賢い消費をするにはどうしたらいいとか、ちょっと趣旨が違いますけど、例えばカメラ屋さんに行って、いい写真を撮るのはどうしたらいいのかとか、そんなことだとか、あるいはこういう料理をさらにうまくするにはどうしたらいいか、それぞれの店主の皆さんが持っているノウハウを一般の人にこういうふうに広げて、それが最終的には商店街の活性化につながると。もちろん消費者の皆さんもそういう知識を得て、ある意味、よりよい消費生活につながるということはやっておりますが、例えばこの辺のトラブルに対する問題だとか、そういうのを表立ってやっているかについては、申しわけございません、詳細には把握をしております。でも、今、お話があられたように、いろんな人がその商店街だとか場所に来て、お話をすることであれば、当然、いろんな話題が出ると思いますんで、そういう中でこういうものができるような仕組みにするように、そういうお願いだとかをしていくというのは可能かなとは思います。

【鎌野会長】 わかりました。それでは、先ほどの石田委員。

【石田委員】 いろいろな方に情報が共有できるということはいいと思うんですが、子どものスマートフォンの問題で使い方、危ない、危険度が高いということで啓発を、小学校、中学校なんかで行うと、親に対してそういう啓発講座が必要という意見がかなりあります。では、ブロックで地域ごとに啓発を行おうということで、平日にそういうインターネット講座というようなものを行うと、本当に人が集まらないんです。なぜかという、やはりご父兄の方が皆さん今はお勤めしている方が多いので、平日に集まれるという方が非常に少ないです。声としては、そういうものをどんどんやっていただきたいという一方で、では実際に行ってみると、集まれる方が少ないということなんです。ですけれども、PTAの連合会なんかでは、やはり親世代が知らないから、初めからフィルタリングをかけないようなものを小学生にも渡しているというような状況も見られるのでということになるんです。ですので、やはりそういう情報が全ての年代に共有されるとか、それとあと、家にいて、高齢者が被害に遭ってだまされていても、一緒に住んでいる家族が知らなかった。昼間は高齢者しかいないといったようなこともあるわけなので、やはり先ほど地域のとおっしゃっていただきましたけれども、そういうところで全ての人が情報が共有することができるんじゃないかなというふうに感じているので、先ほどのお話とか商工会の先生のお話も、なるべく多くの団体が集まるということでもいいかと思えます。

【鎌野会長】 そのほかにありますでしょうか。どうぞ。

【丸山委員】 福祉関係の方へ消費者問題を知っていただくのは非常に大事だと思います。

特にヘルパーさんなんかは、毎日ご家庭に入って生活の状況がわかるわけなので、そういう商品被害の発見なんかに非常に力になるのではないかというふうに思います。だから、高齢者とか障害者等の被害をなくすという上で大変重要だと思うんですが、この審議会に福祉関係の方が入っておられないということもありますので、福祉関係の方にお話すると、やっぱり福祉の立場からの消費者問題への、どういうふうなアプローチをしてほしいかというのはいろんな要望があると思いますので、ぜひそういったご意見を聞いていただいて、この計画の中での重点として位置づけていただければというふうに思います。

【鎌野会長】 そのほか。どうぞ。

【村副会長】 職域団体との関係になると思うんですけど、私も千葉県の状況をよく知らないで一般的な話になりますが、農業の盛んな地域だと、農協の婦人部なんかがすごく熱心だったりするんです。要するに、よりよい生活をしていくためにという形で福祉の取り組みをしたりとか、あるいは賢い消費生活を送るという意味で、消費者教育的なこととか悪質商法の被害回避とか、いろんな取り組みをしておられるので、漁業であれば漁業の協同組合とか、農村地帯だったら農業協同組合、農協なんかだと、婦人部が熱心なのはよく地方で見られます。漁協だとどうか私、ちょっとよくわからないんですけど、だからそんな切り口だと、日ごろの活動の中にプラスアルファをしてもらうというようなことも、パイプができれば割に入りやすいということで考えてみてはどうか。都市部では、ちょっとそういうのは使えませんが、と思いました。

【鎌野会長】 どうぞ。

【梅田委員】 一つ、事業者の役割として考えられるのは、(3)の①のところに当たると思うんですけども、ここに書いてあるように食育出前講座をやったり、それから金融出前講座をやっている金融機関の方もいるんですけども、どちらかというと、それはリテラシーの側面が検討されていると思うんです。その中にリスクの、危ないというような情報も必ず盛り込まれていると思うんですが、そういうような形で、事業者あるいは事業者団体がいろんな形でかかわることができると思うので、そのときにぜひ、それぞれの産業における消費者のリスクみたいなパンフレットを、金融機関なら金融機関、インターネット産業だったらインターネットのとか、そういうようなものをつくってもらうような方向で働きかけるというのも一つかなと思います。

それから、もう一つ、事業者の従業員に対する働きかけ、教育の中の一環として、これは非常に細かいことなんですけども、振り込め詐欺の防止のために、自分の会社の従業員には、常日ごろから親元、高齢のお父さん、お母さんに連絡をとっておけと。つまり、そういうことをすることによって、高齢者のところに電話がかかったときに、常に自分は連絡をとっているから、これは息子の声じゃないとわかるとか、本当に細かいことなんですけども、そういうところから振り込め詐欺の防止につながっていくという一つのアイデアだと思うんです。したがって、それと同じようなことをほかのところでも、消費者教育なんかでもできるのではないかなというふうなご意見を申し上げたいと思います。

【鎌野会長】 いかがですか。どうぞ。

【小田川委員】 どの特性に入れたらいいのか、また、どの枠組みにして考えたらいいのか、ちょっとわからないんですけども、近年、どこを見ても外国の方が多く住んでいらっしゃるし、旅行者も含めて見かけることは当たり前の時代になっているんですけど、この消費者教育の中にどうやって対応していったらいいのかわからないんですけども、日本人だけではなくて、全ての方を消費者と捉えているのであれば、どのようなくくりで、外国の方も被害に遭わないようにしていくにはどうしたらいいのか考えてみる必要もあるのかなと思うんですけども。

【鎌野会長】 大変貴重な意見です。ちょっと私のほうから、今伺った意見を踏まえて感じたことを申し上げますと、例えば農協の婦人部とか、あるいは福祉関係など、あるいは梅田先生から他のいろんなところの連携と、それから今は外国人と。これは多分、消費者教育というようなことで、そこに特化してやると、実際には逆に効果はないんじゃないかと。だから、もろもろの生活相談という側面の中で、いろんなところに入り込んでいくというようなことを、一方では考える必要があるのかなと。そうすると、県の各箇所部局との連携ということもおのずと出てくるし、それが千葉県の一つの売りというか、多分ここに今のところ入っているのは各都道府県横並びで、大体国のそういうあれをというんじゃないけど、千葉に、ああこういうことかということで、農協の婦人部とか、あるいはここには先ほどご意見もあった弁護士会などは入っていないんですけども、そのみならずいろんな士業の団体ですよ、建築士さんとか、いろいろな福祉の士業とか、場合によっては、登記にかかわる司法書士さんとか、家屋調査士さんとか何とかということで、そういうところでもやはり少なからずいろいろ消費者被害はあると思うので、そういった意味で、ちょっと今のご意見を踏まえて、そしてこれは多分ライフステージ云々ということとも関連しますので、私のしゃしゃり出た意見ですけど、そのあたりお考えいただいて、それを千葉県の売りにするという、他の都道府県も追随するという。どうも済みません、ちょっと発言をしました。

そのほかに、今度は手広く、今のところは重点を絞りましたけれども、全体として何かございましたら。どうぞ。

【岩井委員】 岩井です。意見交換のテーマの5番目、「多様な主体との連携による効果的な取組について」、ここはかなり難しい問題なのかなと思っているんです。ここでは、見守りネットワーク等を活用ということになっているんですが、これを活用するとしても、そもそもそういう消費者等の被害に関して情報を集約して、集約した情報を下にきちんと提供をしていかないといけないと思うんですよ。そこら辺のところのシステムをきちんと決めていったほうがいいのかと思います。例えば集約した情報、先ほど話に出てきた自治会だとか老人会だとかPTAなんかにこういう情報がありますというのが入ったらすぐに出せると。そういうのがあると、かなり被害のほうは小さくなっていくのかなと思っていますので、そのところはちょっと考えて、この消費者教育推進計画の中に入れてい

ただければなと思いました。

【鎌野会長】 そのほかに何かございますか。どうぞ。

【丸山委員】 実は、昨日、消費者問題に非常に熱心な人たちの集まりがありまして、今日、審議会があるという話をしましたら、ぜひ発言してくれということで頼まれているんですが、直接関係があるわけじゃないんですけれども、今の多様な主体との連携とか、さまざまな問題がある中で、開店休業状態になっています消費者ネットワーク会議というのがあると思いますが、ぜひそこを活用してさまざまなこういった課題を話し合ってほしい、協議してほしい、取り組んでほしいという要望がありましたので、いろいろご事情はあるかと思いますが、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。以上です。

【鎌野会長】 そのほか、何かございますでしょうか。

【子安委員】 意見じゃなくて、ちょっとわからないのでお伺いしてから帰りたいのですが、報告の2－3、下のほうに米印で書いてある「法改正により」、「指示権限がなくなり措置命令権限が付与されました」というのは、どういう感じなのか、私、想像がつかなくて、済みません。

【鎌野会長】 お願いします。

【新村室長】 では、新村からご説明いたします。こちらのほうは、紛らわしい表示をした事業者に対して、法律に基づいていろんな措置ができるんですけれども、その内容が変わったということになります。「指示」という言葉であったものが、そのものが条文がなくなりまして、「措置命令」という言葉のものに変わったということになります。より権限が強化された。より厳しい内容が行えるというふうになりました。

【子安委員】 ありがとうございます。

【鎌野会長】 そのほか何か全般についてございますでしょうか。ほぼ時間ですが、私のほうから1点は質問、それからもう一点は意見ということですけど、この推進計画は、各都道府県の進行状況というのはどうなんでしょうか。もう既にそういうのを出した県もあるのかな。

【新村室長】 全国的にはもう既に半数というか、大半の都道府県で策定をされております。その状況は消費者庁のほうで出しているところがあります。

【鎌野会長】 そうですか。先ほど言いましたように、千葉はスピードじゃなくて、いいものをというようなことでぜひお願いをします。

それから、これは可能かどうかですけども、推進計画なので、やはりこういう教育はやったということでやりっ放しじゃなくて、その効果の検証といいますか、それがどういうふうに消費者被害に、なかなかこれを検証するのは難しいかもわかりませんが、そういったものを可能な範囲で計画の中に盛り込んでいただいて、そして、いろいろの消費者対策に生かすというか、そういうのもやられたらいいんじゃないかと思います。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【梶村委員】 今、報告2－3を見ていて思ったんですけど、例えば1の悪質事業者への

指導等、悪質事業者というのが非常にクローズアップされるので、非常に悪質性みたいなものを先入観もあるんですけど、この中で、例えば特商法による知事処分とか、条例による勧告、特に条例による勧告なんていうのはゼロなんですけど、この勧告と指導というのはどの程度内容が違うかわかりませんが、県の条例による勧告がゼロということですよ、そういう意味ですか。

【新村室長】 はい。

【梶村委員】 これは、その辺はどうなのでしょうかね。そんなに悪質なものは、この条例に抵触するようで勧告するようなものはないということなんですか、実態として。

【新村室長】 勧告になりますと、後で事業者名を出していくということになるので、悪質性が高いというのに対してやっています。特商法のほうでは、業務停止命令をやっていますけども、そこはやっぱり被害の重さとか、広がりとかいうものを判断して実施しているところでございます。

【梶村委員】 現状では条例に従って勧告するような事案はないということですか。

【新村室長】 はい。条例にのっとってはない。

【梶村委員】 わかりました。

【鎌野会長】 無責任に代弁しますと、多分、県はちょっと手ぬるいんじゃないかと。多分言外にはそういうのがあるかもわかりませんが、なかなか難しいんでね、それは十分承知していますけれども。

そのほか、よろしいでしょうか。それでは、今日は、非常に貴重なご意見を伺いました。あと数分残っておりますので、事務局のほうにマイクをお返しします。

【司会】 委員の皆様には、本年3月末をもちまして、お願いをしていた任期満了となります。本審議会は、消費者苦情処理部会においてあっせん・調停を行う役割を担っておりますので、年度内の再度の開催の可能性はございますが、本日がこのメンバーによる最後の審議会ということでございますので、戸部担当部長から御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

【戸部担当部長】 今日は途中から参加ということでおくれて参りまして大変申しわけございませんでした。生活安全のほうを担当しております戸部でございます。委員の皆様には、平成26年度からこの2年間、私ども千葉県の消費者行政のためにさまざまな貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございます。御礼申し上げたいと思います。

そして、今日は、消費者教育推進計画について、我々がどんな場でどんな効果的な教育があるんだろうかと想定したものをいろいろ挙げたんですが、それ以上の婦人会だとかいろんなご意見をいただいて、非常にありがたく聞いておりました。この任期中の間に策定できなかったことは大変申しわけないと思っていますところですが、本日いただきました意見を踏まえまして、千葉県なりの消費者教育というものを早急につくり上げていきたいというふうに思っております。

そして、皆様の任期は終了しますが、今後、消費者問題、多分また新たな手口、新たな

問題が生じてくると思います。その際には、それぞれの分野において、ご指導、ご意見などを賜ることがあるかと思いますので、今後とも千葉県の消費者教育のためにご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

最後に、本当に２年間、ありがとうございました。

５．閉 会

【司会】 以上をもちまして、本日の千葉県消費者行政審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)